

天神川漁業協同組合 内共第2号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、天神川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第2号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ・やまめ（さくらますを含む。）いわな・あまご（さつきますを含む。）・にじます及びこいをいう。以下に同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に遊漁料を納付することにより、承認を受けなければならない。ただし、中学生以下については、この限りでない。

2 漁場の区域内において各種団体が遊漁に関する行事を主催する場合には、あらかじめ遊漁の対象とする水産動物の名称、漁具、漁法等、遊漁区域、遊漁期間等行事の内容を記載した遊漁承認申請書を提出して、組合の承認を受けなければならない。

3 組合は、前項の規定による申請があった場合には、当該遊漁の承認により当該水産動物の採捕に著しい支障があると認める場合を除き、当該申請を承認するものとする。

4 遊漁料（第9条第1項から第3項までに定めるもの）は、第9条第4項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法等の制限)

第3条 遊漁の方法は、さお釣り（あゆを対象とするルアー及びリール付き竿を除く。以下同じ）・手釣・たも網・やす・投網・川舟及び鵜川に限る。

ただし、やまめ（さくらますを含む。）・いわな・あまご（さつきますを含む。）及びにじますを採捕する場合は、さお釣り・手釣及びたも網に限る。こいを採捕する場合は、さお釣り・手釣・たも網・投網に限る。

2 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
投網	網目は2センチメートル以上とすること。
川舟	無動力船に限ること。
鵜川	1人1統とし、従事者は4人以内とすること。

(フライ・ルアー専用区の設置)

第4条 次の表の左欄に掲げる区域に右欄に掲げる期間中、フライ・ルアー専用区を設ける。フライ・ルアー専用区においては、フライ・ルアー以外の漁具・漁法によって遊漁をしてはならない。

区域	期間
小鴨川のうち倉吉市関金町今西地内の今西橋下流の讃岐井手頭首工から上流同町堀地内の堀橋上流の第2頭首工までの区域	3月1日から9月30日まで

(さお釣り専用区の設置)

第5条 次の表の左欄に掲げる区域に、右欄に掲げる期間中、さお釣り専用区を設ける。さお釣り専用区においては、さお釣り以外の漁具・漁法によって遊漁をしてはならない。

(1) 令和5年9月1日から令和5年12月31日まで

区域	期間
天神川のうち倉吉市下田中地内の郡山えん堤から東伯郡三朝町大字牧地内の湯谷用水までの区域	6月1日から 8月31日まで
三徳川のうち三徳川と天神川との合流点から東伯郡三朝町大字大瀬及び本泉におけるわかとり大橋までの区域	
天神川のうち倉吉市田内地内の羽合用水えん堤から小鴨川合流点までの区域並びに小鴨川のうち小鴨川と天神川との合流点から倉吉市八幡町及び生田における明源寺堰までの区域	

(2) 令和6年1月1日以降

区域	期間
天神川のうち倉吉市下田中地内の郡山えん堤から上流倉吉市円谷地内の円谷大口頭首工までの区域	6月1日から
天神川のうち三朝町本泉地内の河戸橋下流端から上流三朝町湯谷地内の湯谷橋上流の大井手堰までの区域	8月15日まで

(遊漁期間)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	6月1日から9月25日まで及び11月1日から翌年1月31日までの間で組合が定めて公表する期間
やまめ・いわな・あまご及びにじます	3月1日から9月30日まで
さくらます	3月1日から5月31日まで
さつきます	3月1日から9月25日まで
こい	1月1日から5月14日まで及び6月15日から12月31日まで

2 前項の公表は、組合のウェブサイトに掲示するものとする。

(禁止区域等)

第7条 前条の規定による期間内であっても、次の表の区域内においては、遊漁をしてはならない。

禁止区域
東伯郡三朝町大字大柿の中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流18メートル、下流180メートルの区域
倉吉市上余戸の郡山えん堤下流端から下流20メートルの区域
倉吉市田内の鳥取県設置の羽合用水えん堤下流端から下流30メートルの区域
倉吉市三明寺の北条用水えん堤下流端から下流20メートルの区域
東伯郡三朝町大字中津の鳥取県設置の小鹿えん堤から上流のかん水区域

2 次の表のア欄に掲げる漁法による遊漁は、イ欄に掲げる区域内においては、それぞれウ欄に掲げる期間中は行ってはならない。

ア漁法	イ禁止区域	ウ禁止期間
投網	三徳川（その支流を含む。）のうち三徳川と小鹿川との合流点から上流の区域	1月1日から 12月31日まで
	小鹿川（その支流を含む。）のうち小鹿川と三徳川との合流点から上流の区域	
	加茂川（その支流を含む。）のうち東伯郡三朝町大字鎌田地内の坂戸橋から上流の区域	
	加谷川（その支流を含む。）のうち加谷川と福本川との合流点から上流の区域	
	福本川（その支流を含む。）のうち福本川と加谷川との合流点から上流の区域	
	小鴨川（その支流を含む。）のうち倉吉市関金町今西地内のえん堤から上流の区域	
	矢送川（その支流を含む。）のうち倉吉市関金町郡家地内の山崎橋上流えん堤から上流の区域	
	滝川（その支流を含む。）のうち滝川と矢送川との合流点から上流の区域	
	清水川（その支流を含む。）のうち清水川と小鴨川との合流点から上流の区域	
	余川谷川（その支流を含む。）のうち余川谷川と天神川との合流点から上流の区域	
第3条第1項の全漁具・漁法	天神川のうち倉吉市下田中地内の郡山えん堤から下流の区域、小鴨川のうち倉吉市巖城地内の三明寺橋より下流の区域	11月1日から 翌年1月31日まで

（全長の制限）

第8条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
やまめ（さくらますを含む。）・いわな・あまご （さつきますを含む。）・にじます及びこい	15センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第9条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

(1) 令和5年9月1日から令和5年12月31日まで

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ・やまめ(さくらますを含む)・いわな・あまご(さつきますを含む)・にじます及びこい	さお釣り・手釣及びたも網	年間	8,000円
		1日限り	3,000円
やまめ(さくらますを含む)・いわな・あまご(さつきますを含む)及びにじます	さお釣り・手釣及びたも網	年間	5,000円
		1日限り	3,000円
あゆ及びこい	投網(さお釣り・手釣及びたも網を併用する場合を含む。)	年間	12,000円
あゆ	川舟	年間	30,000円
あゆ	鵜川	年間	50,000円
あゆ	やす	年間	5,000円

(2) 令和6年1月1日以降

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ・やまめ（さくらますを含む。）・いわな・あまご（さつきますを含む。）・にじます及びこい	さお釣り・手釣及びたも網	年間	9,000円
		1日限り	3,000円
やまめ（さくらますを含む。）・いわな・あまご（さつきますを含む。）及びにじます	さお釣り・手釣及びたも網	年間	6,000円
		1日限り	3,000円
あゆ及びこい	投網（さお釣り・手釣及びたも網を併用する場合を含む。）	年間	13,000円
あゆ	川舟	年間	30,000円
あゆ	鵜川	年間	50,000円
あゆ	やす	年間	5,000円

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、それぞれ右欄に定めるとおりとする。

区分	遊漁料
中学生以下（さお釣り・手釣及びたも網に限る。）	免除
身体障害者（身体障害者手帳所持者に限る。）	年間 1,500円
遊漁に関する行事を主催する団体	1日限り 10,000円
75歳以上の倉吉市、三朝町、北栄町、湯梨浜町に住所を有する者（さお釣り・手釣及びたも網に限る。）	年間 3,000円

3 前2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域において、さお釣りをを行う場合の遊漁料は、右欄に定めるとおりとする。

(1) 令和5年9月1日から令和5年12月31日まで

区域	遊漁料
倉吉市関金町小泉の小泉川養魚場取水口からその下流の砂防ダムまでの区域	1日限り 4,000円

(2) 令和6年1月1日以降

区域	遊漁料
倉吉市関金町小泉の小泉川養魚場取水口からその下流の砂防ダムまでの区域	1日限り 4,500円

4 遊漁料は、天神川漁業協同組合事務所（倉吉市西倉吉町7-12）又は組合が第10条第1項で定める遊漁承認証（以下「遊漁証」という。）の発行業務を委託した取扱所において納付しなければならない。ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

（遊漁承認証に関する事項）

第10条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、遊漁証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁証は、他人に貸与してはならない。

3 遊漁証は、再発行しないものとする。但し、組合長が特に認めた場合はこの限りでない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第11条 遊漁者は、遊漁に際しては、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場の環境を美しく保全することに努めなければならない。

(漁場監視員)

第12条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した顔写真付き身分証明書を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 発行者 天神川漁業協同組合

(違反者に対する措置)

第13条 組合は、遊漁者が第2条第1項又は第2項の規定に違反し、組合の承認を受けずに遊漁を行ったときは、第9条第1項から第3項までに定める遊漁料の2倍に相当する額を徴収するものとする。

2 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。